

令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 150 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務実施方針 (10 点)
- (2) 業務実施内容 (90 点)
- (3) 業務実施体制 (40 点)
- (4) 業務実績 (5 点)
- (5) 経費見積 (5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所(予定)

日時 令和6年9月2日(月) 13 時～

場所 高知県立県民文化ホール 1階 第 11 多目的室 (高知市本町 4 丁目 3 - 30)

※ 提案件数によっては日時及び場所が変更になる場合があります。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 30 分以内とします。
- ② プレゼンテーションの実施にあたっては、プロジェクター及びスクリーンを利用できます。
なお、投影資料は企画提案書の内容と同一のものとします。
- ③ 順番は別途お知らせします。
- ④ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計し、総合点数の60%以上を獲得している得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。これによってもなお候補者と次点者を選定できない場合は、業務提案内容の点数の高い者から順に候補者と次点者とします。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
(1)業務実施方針		①債権回収等に対する会社の経営方針は本事業に合っているか。 ②本事業目的の理解は十分か。	10
(2)業務実施内容	現況調査	①債務者等の保有する資産や収入等の情報収集における手法において、十分なノウハウを保有しているか ②債務者等の状況把握(生活状況、資産や収入等の状況)の調査方法は適切か	30
	債権回収可能性の検討及び債権回収方針の決定	①債権回収可能性の検討方法は適切か ②債権回収の最大化を図るために、具体的な回収方法等が織り込まれた債権回収方針が提案されるか	30
	債権回収	①債務者等との交渉に際し、十分なノウハウを保有しているか ②債務者等の所在確認や接触方法は適切か	30
(3)業務実施体制	業務実施体制・スケジュール	①円滑な事業執行に向けて、十分な能力と経験を有した責任者及び担当者の配置及び計画的なスケジュールとされているか。	10
	コンプライアンス体制	①コンプライアンスの考え方は適切か	10
	クレーム処理体制	①クレーム処理体制は適切か	10
	個人情報保護体制	①プライバシー保護に関連する外部機関の認証資格が取得されているか ②個人情報保護に関する取組方針やマニュアル等が整備されているか。	10
(4)業務実績		①債権回収業務について、十分な実績があるか	5
(5)経費見積		①事業実施に必要な経費が見込まれているか ②効果的な事業実施が見込まれる経費配分となっているか	5